独立行政法人
中小企業基盤整備機構

商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

2007年9月号
（隔月発行）
平成19年9月25日発行
（通巻471号）

10・11月は『全国加入促進強調月間』を展開

～今年も『経営セーフティ共済』の加入促進を！～

中小機構では、今年も『全国加入促進強調月間』を10・11月に設け、共済制度のPR活動とともに加入促進運動を集中的に展開していきます。とくに今年の運動では、「経営セーフティ共済」のPRと加入促進を重点に、全国の委託団体・代理店に対する支援を行います。

この運動は、中小機構役職員が全国を巡回し、業務委託・関係機関に協力を要請するなど地道な営業活動を基本としていますが、加えて各機関に以下のような支援制度を活用していただき、キャンペーン期間中に加入促進運動を集中的に実施していただくようお願いしてまいります。なお、この特別制度を申込みいただいた状況は、本年7月末現在で、それぞれ次のとおりです。

経営セーフティ共済

中小機構では、「経営セーフティ共済」の加入促進で、業務委託機関向けの特別制度（加入登録手数料の上乗せ手数料制度）として「加入推進団体・加入推進代理店」を設けています。当制度に申込みのあった機関数は、「加入推進団体」115団体、「加入推進代理店」103代理店です。

業態別	商工会	商工会議所	協同組合	その他
加入推進団体／115	16	87	11	1

業態別	都市銀行	地方銀行	第2地方銀行	信用金庫	信用組合	商工中金
加入推進代理店／103	0	10	8	70	14	1

地域別（中小機構支部別）	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
加入推進団体／115	2	17	19	9	8	15	14	2	28	1
加入推進代理店／103	1	7	32	11	11	11	15	1	13	1

小規模企業共済

「小規模企業共済」では、業務委託団体向けに「モデル団体支援制度」（加入促進活動に伴う経費を一部負担する制度）と代理店向けに「モデル代理店制度」（加入促進手数料の上乗せ手数料制度）を設けています。当制度に申込みのあった機関数は、「モデル団体支援制度」115団体、「モデル代理店制度」55代理店です。

業態別	商工会	商工会議所	協同組合	青色申告会	その他
モデル団体支援／115	23	43	8	18	23

業態別	都市銀行	地方銀行	第2地方銀行	信用金庫	信用組合	商工中金
モデル代理店／55	0	7	4	35	8	1

地域別（中小機構支部別）	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
モデル団体支援／115	5	5	35	5	7	17	15	15	11	0
モデル代理店／55	1	3	19	5	8	3	10	1	4	1

いんたびゅー1
現場にみる共済制度加入促進策　～経営セーフティ共済～

～地域特性に合わせた加入促進手法をブラッシュアップ～

（能美市商工会　川北町商工会　野々市町商工会）

7月号で、18年度に経営セーフティ共済「加入推進団体制度」の目標を達成した5つの商工会のうち、日高市と宮城県柴田町を紹介しましたが、引き続き今回は、石川県の能美市商工会に事務局長の村上茂男さん、主席経営指導員の前玉敏己さん、川北町商工会に事務局長の北清弘さん、経営指導員の新宅弘さん、野々市町商工会に事務局長の中村賢二さん、経営指導員の斉田敬行さんを、それぞれ訪ねました。能美市は経営セーフティ共済発祥の地として、川北町は高福祉低負担の町づくりの先進的な地として、野々市町は郊外型商業集積の地として、それぞれ個性豊かな色に彩られています。

能美市商工会

ここは、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の発祥の地と聞きましたが。

［村上］寺井町、根上町、辰口町3商工会の合併で、平成18年4月に新しく能美市商工会が誕生しました。それに関連して寺井町が45年の歩みを記した商工会記念誌を発行しましたが、その中で寺井町商工会の「中小企業等貸倒れ倒産防止に関する保険」（仮称）の制定に関する要望がきっかけとなり、昭和52年12月に「中小企業倒産防止共済法」が成立したという経緯があります。つまり、ここが共済制度発祥の地ということで、感慨を新たにしています。以来、経営セーフティ共済はもちろん、小規模企業共済についても、実績を残すようしています。

前列左から、前玉敏己、北浦陽子、南好恵、後列・山下貴広の皆さん（敬称略）

現在の共済制度をどのように考えておられますか。

［前玉］かつて「攻めるも経営、守るも経営」というキャッチフレーズがありました。このベースは、いまも変わりません。経営安定のためには、万が一に備えた保険が必要です。ですから、この制度はなお普及の余地があり、推進の必要は感じています。

しかし、現在は石川県などが行う公的な融資制度が充実しているがために、競争力という面から見るとややインセンティブの弱い感じがします。時代に合わせた制度変更が必要のように思います。

18年度に目標件数を達成した数少ない商工会の一つです。

［前玉］担当したのは、3人の主席指導員と4人の指導員です。率直にいえば、各指導員へのノルマ割当による結果です。主席指導員は一人2件、指導員は一人1件の担当という形をとりました。

もっとも、指導員は、日ごろ会員とのコミュニケーションをもとに、共済の商品特性を訴えながら加入に結びつけたわけです。

能美市商工会

06年4月、根上、寺井、辰口の3町合併で誕生した商工会。現在の会員数1690。業務は、会員事業所に対する税務、金融、労務、共済、経営相談・支援など。これら実務に対応するため、建設、繊維、鉄工、工業、商業、九谷、サービスの7部会を設けている。

中小機構に対するご意見・要望を。

［前玉］制度の趣旨を変える必要はありませんが、時代の変化に即した制度にして欲しいですね。現状の判断では、融資の要素より節税効果という特性を生かすしかありません。対象は、大きな利益が見込まれる事業所になりますが、それにしては掛金に上限が設けられているのは、勧めにくい点ですね。それに、毎年毎年同じ商品を勧めるのは、インセンティブに乏しい気がします。先ほど、触れたように時代に合った商品に仕立て上げる必要があると思います。もう一つは、融資決定のジャッジを少しでも早くして欲しいことです。

川北町商工会

まず経営セーフティ共済の取り組み方について、お聞かせください。

［北］加入取扱の手数料収入は、会員の会費と並ぶ財源ですので、加入促進は優先的な業務と位置づけています。もともと経営セーフティ共済はいい制度ですから、趣旨を十分に説明していけば理解されると思います。

前列左から、北清弘、新宅弘、後列左から坂井雅弘、紺谷千春の皆さん（敬称略）

18年度の目標達成では、どんな手立てが効果的でしたか。

［新宅］指導員や指導補助員が、会員事業所に足を運び、この共済制度が、お客様から「いい商品」だと認識していただくようPRしました。
［北］目標達成は、会員と職員の日常的なつき合いがベースになっています。この町の商工会は規模が小さいので、会員の実情を知り尽くしているという背景があり、それが共済加入でプラスに働いた格好です。また、経営セーフティ共済の専用チラシを見た会員さんからの問い合わせに応えた、ということも相乗効果になっています。

川北町商工会

会員数226。会員の業種は、主に製造業・建設業で占められる。高福祉低負担の町イメージとともに、全国でも、18年度の会員数が増加した数少ない商工会の一つというのが特色。

町と商工会の特色として、どんな点が上げられますか。

［北］ひところ平成の町村大合併のうねりがありましたが、この町は単独を選択しました。町の生活基盤が整っている段階で、合併のメリットなしと判断したからです。町の人口増対策として、宅地造成と住宅建設、道路などインフラが整備され、また公共料金の低料金化も実現しました。その結果、県下一の高福祉低負担イメージが定着して、「家を建てるなら川北町」とまでいわれるようになり、それに伴って事業所の移転もあります。町は、金沢と小松の中間に位置して、空港からのアクセスもよいという立地条件にあり、事業環境に最適と評価されています。事業の掘り起こしで、新規会員の加入もターゲットになります。もうひとつの特色は、地域経済の状況が芳しくない中で、商工会の会員数の維持はなかなか難しい状況ですが、幸いここは会員の増加につながっていることです。

中小機構に対する要望をお聞かせください。

［新宅］商工会では、毎月発行の「会報」で共済制度のPRをしていますが、それにとどまらず今後もできるだけ多くの情報を共有したいと思っています。それには、新しい情報を適宜、流していただければ、われわれも動きやすくなります。

野々市町商工会

前列左から、斉田敬行、中村賢二、
後列左から、竹田真由美、辻秀樹、
福明佳子の皆さん（敬称略）

野々市町商工会

会員数は約900。業務は、会員に対する経営相談と指導。町は、土地区画整理事業の進展で、郊外型の商業集積がつくられていることから、会員の多くが商業・サービス業で占められているのが特色。

経営セーフティ共済をどのようにお考えですか。

［中村］昔から「転ばぬ先の杖」といわれていますが、そうした前もって掛ける意識もさることながら、企業の財務的な面で余裕のあるときに掛けていただくという予防的な効果にも目を向けるべきでしょう。もちろん節税効果も大きなメリットと考えています。

加入促進は、どのような方法で進められましたか。

［斉田］一応、パンフレットなどをつくりましたが、制度の趣旨やメリットを認めていても、加入となると結局は事業所に掛金を捻出する財源のあるなしにかかってきます。そこで、ターゲットを法人の事業所に絞り、①収益の出そうなところ、②実際に利益をあげ期末の近づいたところを対象に、③中小機構のパンフレットから、「節税」「前納割引」「コスト」の3点で財テク的な機能のメリットを抜き出した独自のチラシをつくり、中小機構のパンフとセットにして、事業者に説明していきました。
企業業績の情報は、事業所との日ごろのコミュニケーションや融資などの相談業務を通じて収集しました。共済制度については、商工会という看板や国の事業という背景が安心感を与えていることも加入促進の要素になっていると思います。
［中村］全体の補助金が削減傾向にある中で、経営セーフティ共済の手数料収入が自己財源確保の根拠になっている点もあります。

地域の特色には、どんな点が上げられますか。

［中村］大都市・金沢に隣接した交通の要衝であり、したがって流通の核でありながら、代表的な地場産業がないことでしょう。近年、土地の区画整理事業が進められ、そのため土地価格が上がってきました。それに伴って郊外型の商業集積が次々と出来上がり、いわば商業をベースとする町になっています。製造業は、同じ価格でより広い土地を求められる近隣の市や町に流れているのが現状です。工業生産に適していない土地柄です。

中小機構への要望がありましたら。

［中村］とくにありません。しかし、民間とは違った立場で、安心の提供という国の支援制度は残す必要があると思います。

いんたびゅー2
現場にみる共済制度加入促進策　～金沢信用金庫～

地元企業と接点のある渉外担当者に制度内容を刷り込み

今回は、金沢信用金庫の営業推進統括部営業企画担当部長の藤沢義幸さんを訪ね、金融機関の共済制度加入促進の取り組み内容をうかがいました。

同金庫は、19年度から経営セーフティ共済を「渉外係業績表彰制度」の加点項目に組み入れる新たな試みをスタートさせました。共済制度の加入促進に、いっそうの拍車がかかると期待されます。

「きんしん」の愛称で、地域に親しまれています。営業の基本はどんなところにありますか。

［藤沢］お客様にわれわれの顔が見えること、つまり「Face to Face」で、お客様に親しんでいただく対面型ビジネスを基本としています。当金庫は、平成20年に創立100周年を迎えます。今年は、プレ100周年記念行事やエコ関連の商品設定などを通じて、地域社会・経済への貢献をしていきます。

この制度をどのように位置づけておられますか。

［藤沢］経営セーフティ共済そのものは、中小企業事業者にとっていい制度ですから、営業の場面でお客様にご提案できるタイミングを確実に捉えていきたいです。この積み重ねで加入目標件数を達成していきたいと考えています。

19年度の加入促進で、何か新しい試みをお考えでしょうか。

［藤沢］当金庫では、「渉外係業績表彰制度」を設けています。これは渉外係の業績に対する評価制度のひとつです。19年度は、初めての試みとして、経営セーフティ共済を加点項目として取り入れました。この項目組み入れによって、渉外係にインセンティブを与えることになり、今まで以上に加入が促されると思います。加入を働きかける対象は、過去に加入していて解約した企業、それに基本的には製造業を中心にお勧めしていくこととなります。

向かって左から、津田博之、北野久美子、藤沢義幸の皆さん（敬称略）

同時に、例年10月～11月が中小機構の加入促進強調月間運動となっていますので、そこでの取り組みを強化していきたいと思っています。また、渉外係に対する制度内容の説明会を設けたいと思っていますので、その際は、中小機構からスタッフの派遣をお願いします。

中小機構に対する要望をお聞かせください。

［藤沢］中小・零細企業の方々にとっても、またわれわれ金融機関の者にしても、制度の概略を知っていても、まだまだ十分に理解が行き届いているとはいえません。地方では倒産件数が多発している現状から見ても、掛金を積んでおけば助かるといった、十分な説明が必要と思います。

もうひとつは、中小機構が、直接、団体・代理店の営業店に出向いて説明された方が、より効果的と思います。関連の資料を配っても、実際に読んでいただいているのかどうか分かりません。

説明会などで、もっともっとPRされたらいかがでしょう。

金沢信用金庫

08年に創立100周年を迎える。「飛翔への挑戦」と題した「中期経営計画」を推進中。「エコ格付」に基づくエコビジネスローンの販売は、信用金庫業界初の試み。

現在の店舗数51、07年3月末現在の預金量5,674億円、貸出金量3,591億円、総資産6,289億円。

小規模企業共済　経営セーフティ共済

Q&A ～掛金の前納手続きについて教えてください！～

小規模企業共済と経営セーフティ共済では、共済契約者のみなさまから掛金の前納手続きに関するお問い合わせが多く寄せられています。

前納期間が1年以内の掛金については、小規模企業共済では、その全額を支払った年の分の掛金として所得控除できること、また経営セーフティ共済では、前納した月を含む年または事業年度に納付したものとして、損金算入（法人）もしくは必要経費算入（個人事業者）ができることから、12月に前納を希望される方が多くなります。

委託団体・代理店では、以下に前納手続きの要領を記載しましたので、問い合わせの対応にご活用ください。

■掛金の前納手続きの要領　～平成19年12月に掛金の前納を希望する場合～

		小規模企業共済	経営セーフティ共済
提出書類		「掛金一括納付申請書」 （様式㊫205）	「掛金前納申出書」 （様式㊥214-①②③）
注意事項		記入事項を確認してください。 ※裏面の注意事項を参照 ①記入漏れがないか ②誤記入がないか ③前納期間が1年を超えると所得控除の対象になりません。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがないか ②誤記入がないか ③前納期間が1年を超えると損金算入または必要経費算入の対象になりません。 ④この前納申出額により積立限度額の320万円を超えないか確認ください。
中小機構への提出期限		平成19年11月20日（火）まで に到着したもの	平成19年12月5日（水）まで に到着したもの
掛金請求について	請求額	請求金額＝12月分＋一括納付希望額（掛金月額の整数倍）	12月に掛金前納申出書に記載の金額（掛金月額の整数倍）を請求いたします
	請求中断	掛金の前納金残高がある間は、掛金請求はありません	同左
	12月に払込みがなかった場合の掛金請求	H20.1月請求・・・請求はありません H20.2月請求・・・当月分とH19.12月分 H20.3月請求・・・当月分 H20.4月請求・・・当月分とH20.1月分 以降は各月に当月分の請求となります ※前納申出額の再請求は行いません	H20.1月請求・・・請求はありません H20.2月請求・・・当月分、H19.12月分、H20.1月分の3ヵ月分 以降は各月に当月分の請求となります ※前納申出額の再請求は行いません

中小機構の事業のごあんない

挑戦をサポート　創業・新事業展開の促進
進化をサポート　経営基盤の強化
安心をサポート　経営環境変化への対応
飛躍をサポート　産業用地の提供
もっとサポート　施策情報提供の充実

中小企業再生支援の全国組織がスタート

中小機構は、6月末に新しく「中小企業再生支援全国本部」を設けました。これは経産省・中小企業庁から委託された業務の一環で、「産業活力再生特別措置法」により03年から47都道府県に設けられている「中小企業再生支援協議会」の活動をバックアップしていくための全国組織です。

協議会の活動状況をみると、07年3月までの窓口相談企業数は11,443社におよび、このうちの約半数の5,138社については、経営改善や資金繰りに関するアドバイス、適切な関係機関の紹介など相談段階で、それぞれが抱える問題を解決してきました。また、金融機関との調整を含む抜本的な対策が必要な企業に対して行っている再生計画策定支援の完了件数は1,379社に達し、なお支援中のものが414社という現状です。

全国本部の基本的な機能は、下図に示した通りですが、いずれにしても中小企業再生支援の核として、今後は①各地協議会向けの相談窓口を設け、そこに常駐するプロジェクトマネージャーなどの専門家が助言・現場指導をする、②各地協議会の活動実績を分析・評価して、それに基づき適切な支援をすることになります。また再生計画策定などへの支援として再生専門家の派遣、全国本部と各地の協議会との間で、支援業務についての運用基準の統一化、つまり業務の標準化に取り組んでいきます。同時に全国本部にアドバイザリーボードを設け、本部の今後の活動について、定期的に指導や助言を受けることにしています。

中小企業再生支援全国本部
・中小企業基盤整備機構に設置

基　本　機　能

協議会活動支援（デューデリ等）	活動分析・標準化	再生人材等の確保・派遣	関係機関とのネットワーク構築
・協議会業務及び個別案件について、各再生支援協議会への助言・現場支援等 ・全国本部による財務・業務デューデリの支援	・支援実施データ、事例等ノウハウの蓄積・分析・共有 ・協議会の活動実績分析・評価等 ・事業再生の動向、協議会の活動状況を勘案した支援業務マニュアルの改訂	・外部専門家のデータベース化 ・再生専門家の派遣 ・再生支援人材育成セミナー・人材研修の開催	・関係機関とのネットワーク強化（連絡会議等） ・人的ネットワーク ・中小企業者、金融機関に対する協議会活動の広報

平成19年度都道府県別加入実績（19年7月末現在）

事項別 / 都道府県名	小規模企業共済 加入目標件数（A）	小規模企業共済 4～7月加入実績（B）	小規模企業共済 目標達成率 B/A（%）	経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済） 加入目標件数（C）	経営セーフティ共済 4～7月加入実績（D）	経営セーフティ共済 目標達成率 D/C（%）
北海道	2,710	795	29.3	620	140	22.6
小計（北海道支部管内）	2,710	795	29.3	620	140	22.6
青森	640	154	24.1	160	25	15.6
岩手	610	197	32.3	120	27	22.5
宮城	1,280	484	37.8	250	49	19.6
秋田	560	163	29.1	110	17	15.5
山形	920	245	26.6	190	58	30.5
福島	1,060	316	29.8	250	60	24.0
小計（東北支部管内）	5,070	1,559	30.7	1,080	236	21.9
茨城	1,300	484	37.2	410	70	17.1
栃木	1,370	562	41.0	350	85	24.3
群馬	1,880	485	25.8	600	61	10.2
埼玉	4,080	1,412	34.6	1,120	280	25.0
千葉	3,280	1,256	38.3	760	125	16.4
東京	12,870	4,253	33.0	3,530	788	22.3
神奈川	6,770	2,364	34.9	790	211	26.7
新潟	1,670	510	30.5	460	81	17.6
山梨	630	165	26.2	150	25	16.7
長野	1,470	471	32.0	290	58	20.0
静岡	3,660	1,218	33.3	530	320	60.4
小計（関東支部管内）	38,980	13,180	33.8	8,990	2,104	23.4
富山	900	271	30.1	200	49	24.5
石川	990	332	33.5	210	73	34.8
福井	550	161	29.3	140	28	20.0
小計（北陸支部管内）	2,440	764	31.3	550	150	27.3
愛知	7,520	2,666	35.5	1,010	346	34.3
三重	1,530	448	29.3	200	46	23.0
岐阜	1,890	642	34.0	410	111	27.1
小計（中部支部管内）	10,940	3,756	34.3	1,620	503	31.0
滋賀	1,010	386	38.2	230	51	22.2
京都	2,010	722	35.9	440	76	17.3
大阪	6,360	2,089	32.8	1,930	537	27.8
兵庫	4,120	1,441	35.0	870	198	22.8
奈良	1,040	290	27.9	140	31	22.1
和歌山	640	220	34.4	250	24	9.6
小計（近畿支部管内）	15,180	5,148	33.9	3,860	917	23.8
鳥取	450	110	24.4	70	17	24.3
島根	540	152	28.1	80	15	18.8
岡山	1,520	461	30.3	340	126	37.1
広島	2,940	943	32.1	520	140	26.9
山口	1,170	494	42.2	170	48	28.2
小計（中国支部管内）	6,620	2,160	32.6	1,180	346	29.3
徳島	580	181	31.2	90	25	27.8
香川	750	225	30.0	160	43	26.9
愛媛	1,070	333	31.1	170	55	32.4
高知	460	134	29.1	70	14	20.0
小計（四国支部管内）	2,860	873	30.5	490	137	28.0
福岡	3,630	1,224	33.7	610	142	23.3
佐賀	490	167	34.1	90	17	18.9
長崎	880	297	33.8	170	48	28.2
熊本	1,480	455	30.7	200	61	30.5
大分	670	266	39.7	120	31	25.8
宮崎	780	295	37.8	110	23	20.9
鹿児島	1,350	379	28.1	170	27	15.9
沖縄	920	291	31.6	140	37	26.4
小計（九州支部管内）	10,200	3,374	33.1	1,610	386	24.0
合計	95,000	31,609	33.3	20,000	4,919	24.6

監　修　独立行政法人 中小企業基盤整備機構
〒105-8453　東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171（共済相談室）
http://www.smrj.go.jp/

編集人　伊藤　恒雄
発行所　財団法人　企業共済協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
TEL 03（3459）4878　FAX 03（3459）4839

隔月25日発行